

令和7年度

飛騨市立古川中学校いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「飛騨市立古川中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

本校では平成25年度に『生徒会宣言』を制定し、統合以来いじめのない学校にしようとして取り組んできた生徒の願いを明文化した。

飛騨市という人情味あふれる温かな地域に根付く古川中学校において、これからも誰もが安心して自分らしさを輝かせ、生徒たちが中学3年を終える時に「ひとりだち（自分で社会を歩む）」第一歩を歩みだせる学校であり続けるために、いじめ問題等の未然防止に努め、毅然として立ち向かっていくことを目指してこの方針を基に指導していく。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・ 本校の教育目標は『自主・自律・協働』であり、学校の教育目標の具現のための合言葉を「ともに創る」として教育活動を行っていく。
- ・ 一人一人の生徒を大切に、自分らしさを見つけ輝かせることを基本の構えとする。
- ・ 集団生活の中で、いじめは人間として絶対許されないこと、自他の命の大切さやかけがえのなさ、人を傷つけることは絶対許されないことなど、「人権感覚を向上させ、いじめを許さない学校づくり」を徹底するため、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ・ いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、飛騨市が目指す「学び」づくりを核にして、授業を中心とした日頃の教育活動から、生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

- ・ いじめの問題については、職員一人に対応するのではなく、学校における委員会、学年等の組織チームで協力して解決にあたる。また、教育委員会等関係機関と必ず連携して取り組む。
- ・ 学校におけるいじめへの対応の方針等について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- ・ 実際にいじめが生じた際には、即時対応を第一とし、個人情報の取扱いに留意しつつ、職員間の情報を共有、相談し、チームで共通行動に当たるようにする。また関係者等に対して正確な情報提供を行い、事実を隠蔽することなく、保護者や地域住民の信頼を確保するように努める。
- ・ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者や関係機関と連携を図りながら見届ける。

(4) 生徒会宣言

私たちは全校の誰もが安心して笑顔で過ごせる真の仲間関係を目指し、以下を宣言します。

- 一. 差別や偏見をなくし、一人一人の個性を大切にします。
- 一. 思いやりの心を大切にして、仲間と関わり合います。
- 一. 仲間と協力し合い、何事にも全力で取り組みます。

- ・ 「ひびきあい集会」で全校が話し合い、確認し合うだけでなく、先輩達が作った生徒会宣言を大切にし、いじめのない古川中学校を創り上げるため、各委員会で計画的かつ継続的に取り組んでいく。

2、いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実践的に行うため当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法 第二十二條)

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、教育相談主任、その他

学校職員以外：保護者代表（PTA会長や学年委員長）、学校運営協議委員、校区会役員等

3. いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学校・学級・授業づくり

- ① 「よいことみつけ」を通して、仲間を思いやる心情を育成する。
 - ・ 全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ② 生徒会宣言を意識して活動している姿を認め、価値づける。
 - ・ いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ③ 道徳や学級活動の時間を利用して、「命を大切にする」心情を育成する。
 - ・ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
 - ・ 「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ④ 「地域貢献活動」を通して、自己有用感を高める。
 - ・ マイプロジェクトを通して、生徒が自分の興味・関心のあることに主体的に学習を進める姿を育むために、寄り添いながら一緒に考え取り組む。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ① 相手の目を見て話すことや、話す人に心を向け最後まで聴くことで、互いに認め合う心情を育み、思いやりの姿を育てる。
 - ・ 飛騨市が目指す「学び」づくりに示す目指す姿「話す人に心を向け、最後まで聴く」ことは、仲間を「大事にしている」「信じている」という、心と心をつなぐ思いやりの姿であるという意味を教え、毎日となえる。
- ② 一人一人を大切にすることを育てる。
 - ・ 飛騨市が目指す「学び」づくりに示す「一人一人が大切にされる学校・学級」を育てる教師の姿の3つを示す。
 - (ア) 子どもの言葉にじっくりと耳を傾け、心に寄り添う。
 - (イ) 子どものよさを捉え、認め、励ます言動を心がける。
 - (ウ) 子どもの姿を見届け、自身の指導を振り返る。
- ③ 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛み、生きることの喜び等を理解する。
 - ・ 自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
 - ・ 計画的なキャリア教育を通し、郷土を愛する心情を育む。
- ④ 教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ⑤ 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・ 教育活動全体を通じて、学校教育目標「自主 自律 協働」を具現化するため、以下の指導を充実させる。
 - ① 自主 自分で考え 判断し 行動する姿
 - ② 自律 自ら目標をもち 粘り強く やり抜く姿
 - ③ 協働 仲間と協力して取り組む姿

これらの目標を達成させるために、育てたい資質・能力を「表現力・レジリエンス・創造力」と定め、育てていく。

(4) 相談体制の整備と充実

- ・ 生活アンケートの結果について考察し、対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・ スクールカウンセラーとの懇談、生活アンケート後の学級担任による教育相談等を行い、生徒一人一人の理解に努める。
- ・ 生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、教育相談主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員、教育支援員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。そのために、「支える会」を開き、支援の仕方を具体的に示す。
- ・ 全ての生徒が自己決定を図り充実した生活を送るために、校内教育支援センターを設置し、生徒、職員共にその役割について理解できるようにする。
- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・ 問題が些細に思えても「大丈夫だろう」と安易に考えず、深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談にあたる。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を計画的に仕組み、内容を一層充実する。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。（ひびきあい集会だけでなく、年間を通して継続的に取り組む）

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・小学校や保育所、高等学校、特別支援学校等と適宜、情報交換等を行う。

時期	内容	参加者
5月中旬	小中交流会 (中1の授業参観と実態交流)	小：元担任、生徒指導 中：現担任、生徒指導、主幹
6月中旬	居住地校交流 (交流体験)	特：担任 中：各学年担任、主幹
12月中旬	中学校1日入学 (学校説明、授業参観、交流体験)	小：担任が引率、管理職
2月中旬	小中交流会 (小6の授業参観と実態交流)	小：管理職、担任、生徒指導 中：管理職、生指、教相、主幹
3月中旬	小中交流会 (新入生の入学前実態交流)	小：担任、生徒指導 中：3年担任、生指、教相、主幹

※参加者等は主幹教諭が計画し進めていく。

※「総合的な学習」の時間を通して、随時保育所、小学校と交流を行う。

- ・飛騨地区高等学校との情報交換

時期	内容	参加者
6月中旬	中高連絡会 (本校から入学した高1の実態交流)	中：生徒指導主事又は3年時所属職員 高：生徒指導、進路担当、1年主任
3月下旬	中高連絡会 (進学予定者の実態交流)	中：学年主任、3年担任 高：生徒指導、進路担当

4、いじめの早期発見のための取り組み

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の早期発見のために、①生徒の些細な変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に提供すること、③情報に基づき速やかに対応することの3点を基本とし、チェックリスト等の活用や日常的な声かけ、定期的なアンケートの実施等を行う。
 - *「生活アンケート」を毎月20日前後に実施し、生徒の様子をつかむ。
- ・「生活アンケート」によるいじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。そのために、次のことに重点を置いて取り組む。
 - *生徒の日常生活に関する情報を、観察や生活ノートから収集・記録し、指導・援助に活用する。
 - *定期的に生徒理解研究会を開催し、全職員で情報を共有する。

(2) 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会議や夏季休業中の現職研修はもちろん、必要に応じて適宜職員研修を行う。飛騨市が目指す「学び」づくりに示す「一人一人が大切にされる学校・学級」を育てる教師の姿の意味を理解することや、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・ いじめの事案があった際には、事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(3) 保護者との連携

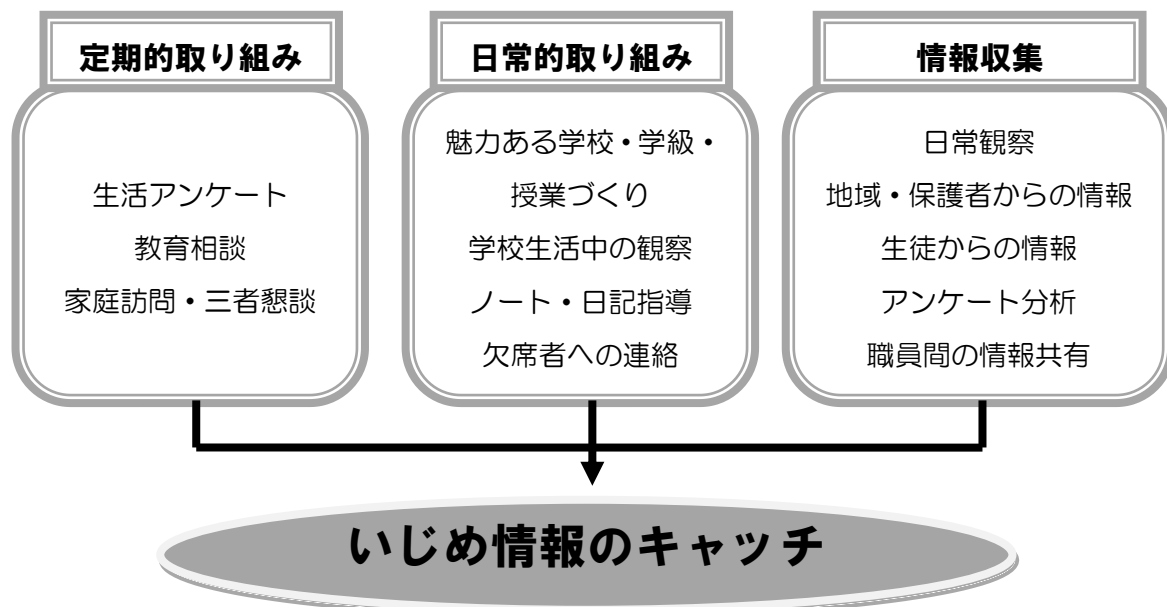
- ・ いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を適切に行い、解決までの指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を二度と起こさないような指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。そのために、次のことに重点を置いて取り組む。

*保護者との情報交換ができるよう、信頼関係を築く。(電話連絡や家庭訪問等を活用する。)

(4) 関係機関等との連携

- ・ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、主任児童委員、学校運営協議委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・ インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

【早期発見までのフローチャート】



5、いじめに対する早期対応

(1) いじめに対する早期対応

- ・ いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。そして、いじめに関する情報を適切に収集する。

(2) 組織での早期対応の流れ

【組織対応】

- ・ 「いじめ防止対策委員会」で方針を確認しておく。問題発生時の事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にし、組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- **いじめ把握** いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ正確に事実確認を行う。担任や職員は必ず学年主任、生徒指導主事に連絡し、教頭、校長へと伝える。
- **現場に即対応** いじめの現場に即対応する時は、複数の職員で向かい、いじめをくい止める、周辺にいる生徒を指導する、状況によっては関係外部機関に即連絡を入れるなどの役割を分担しながら対応し、生徒の安全を確保する。
- **事実の確認** 事実の確認にあたっては、いじめられた生徒、いじめた生徒の言い分を十分に聴くこと。いじめられた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する。特に生徒の聞き取りは、職員複数で対応することとする。
- **事実の共有** いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し関係者で共有する。そして迅速に対応する。
- **報告と連携** いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたる。
- **いじめを受けた生徒への指導** いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。また、その後の本人の様子や心理状態をケアするため、すべての教職員が目を配り、特にいじめた生徒（周辺で見ていた生徒も）との関わり方によく注意する。
- **いじめた生徒への指導** いじめた生徒に対しては、保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。何がいけなかったのかを気付かせながら、いじめた生徒の心にも寄り添い、気持ちを十分聴く。家庭訪問をする、学校にきてもらい指導をする場合など、必ず職員複数であたるようにする。

いじめた生徒の反省がみられず、登校させては他の生徒の学校生活に大きく支障をきたす場合、出席停止の措置をとる。その場合、市教育委員会と綿密に相談しながら

すすめ、いじめた生徒の心に寄り添う指導と学習支援を行う。

【大まかな対応の順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の正確な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（3）早期対応のための情報収集

- ・ 組織による早期対応の初動としては、適切な情報収集が欠かせない。下記のようないじめに関する把握すべき情報例をもとに情報収集を行っていく。

【いじめに関する把握すべき情報例】

- ① 誰が誰をいじめていたのか（加害者と被害者の確認）
- ② いつ、どこで起きたのか（時間と場所の確認）
- ③ どのような内容のいじめか、どのような被害を受けたのか（内容）
- ④ いじめのきっかけは何か（背景と原因）
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているか（回数や期間）

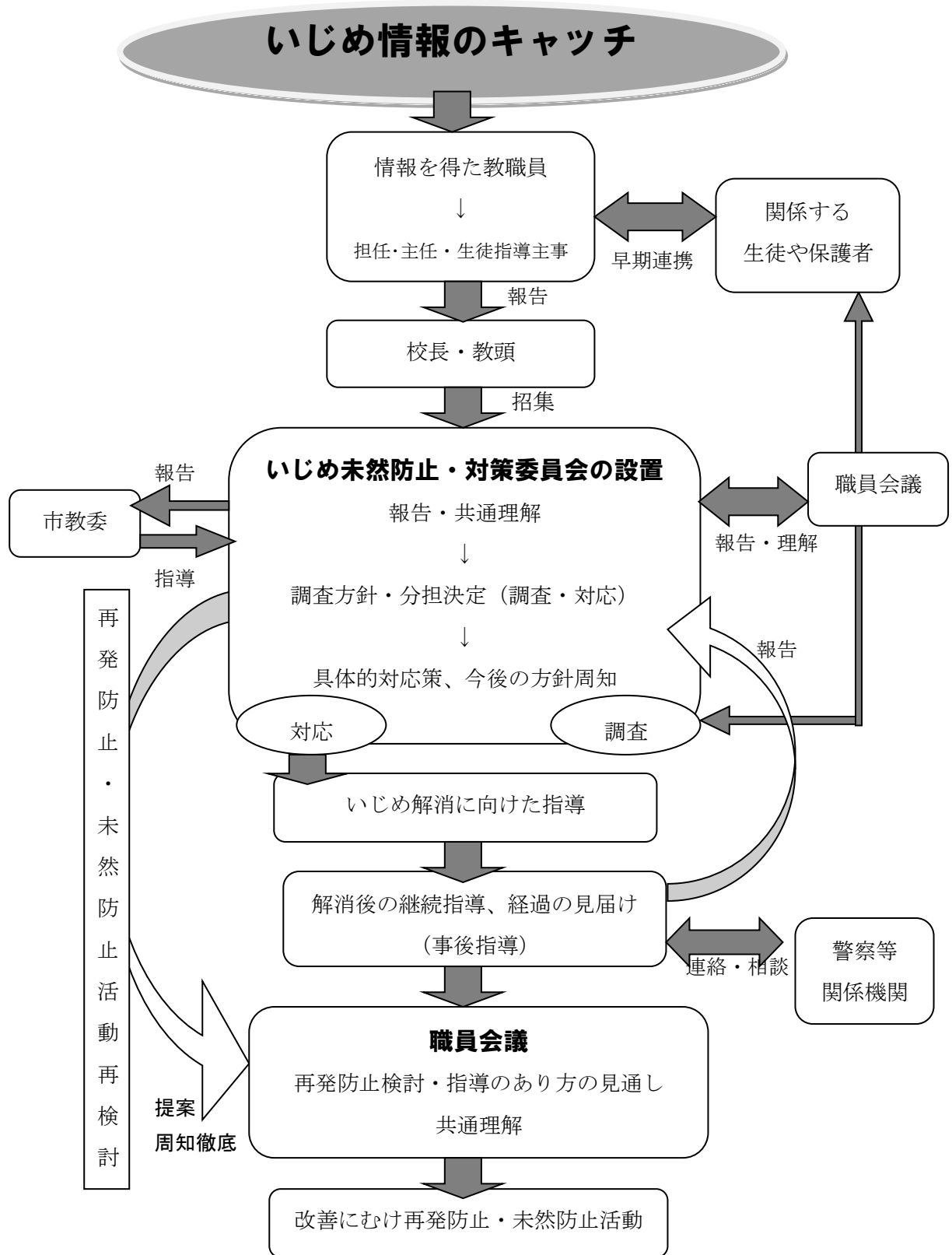
（4）「暴力を伴わないいじめ」と「暴力を伴ういじめ」

- ・ 「暴力を伴わないいじめ」は、意地悪や嫌がらせから始まることが少なくないため、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではない。よって、生活アンケート等の調査に依存しては発見、対応が遅れてしまうことが当然起こるため、教員が普段から生徒の態度や表情から感じ取る必要がある。日記等を活用しつつ、教員間の連携を密に取りながら判断していく。
- ・ 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教員の応援を求める。このとき、生徒が遊びやふざけと言っても、暴力的行為は必ず止める。その後は、まずは必ず主任や担任に報告して、組織的な対応を図る。

（5）いじめの解消

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）が継続している。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていない（本人及び保護者に面談等で確認）。
- ③ 様子の観察・被害生徒への聞き取り等、見届けを継続する。

【早期対応のフローチャート】



6、重大事態への対処等

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
 - ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（同第2号）
「いじめ防止対策推進法」
- ※ 「相当の期間」とは、不登校の基準の年間30日を目安とする。また、一定期間連続して欠席している場合も含む。
- ※ 児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった時には、重大事態が発生したものとして調査・報告を行う。

(2) 「犯罪」といえる「重大事態」

様々ないじめの態様について、その全てを“ただのいじめ”という言葉で容認してはいけない。「児童生徒の生命身体の安全が脅かされるような重大な事態」である「犯罪性」をもつ行為を「重大な事態」として認知する必要がある。よって、学校が「犯罪性」をもつ行為を仮に認知しながら“ただのいじめ”として対応したとすれば、それは明らかな犯罪の「隠滅」行為であり、法的責任が追及される。

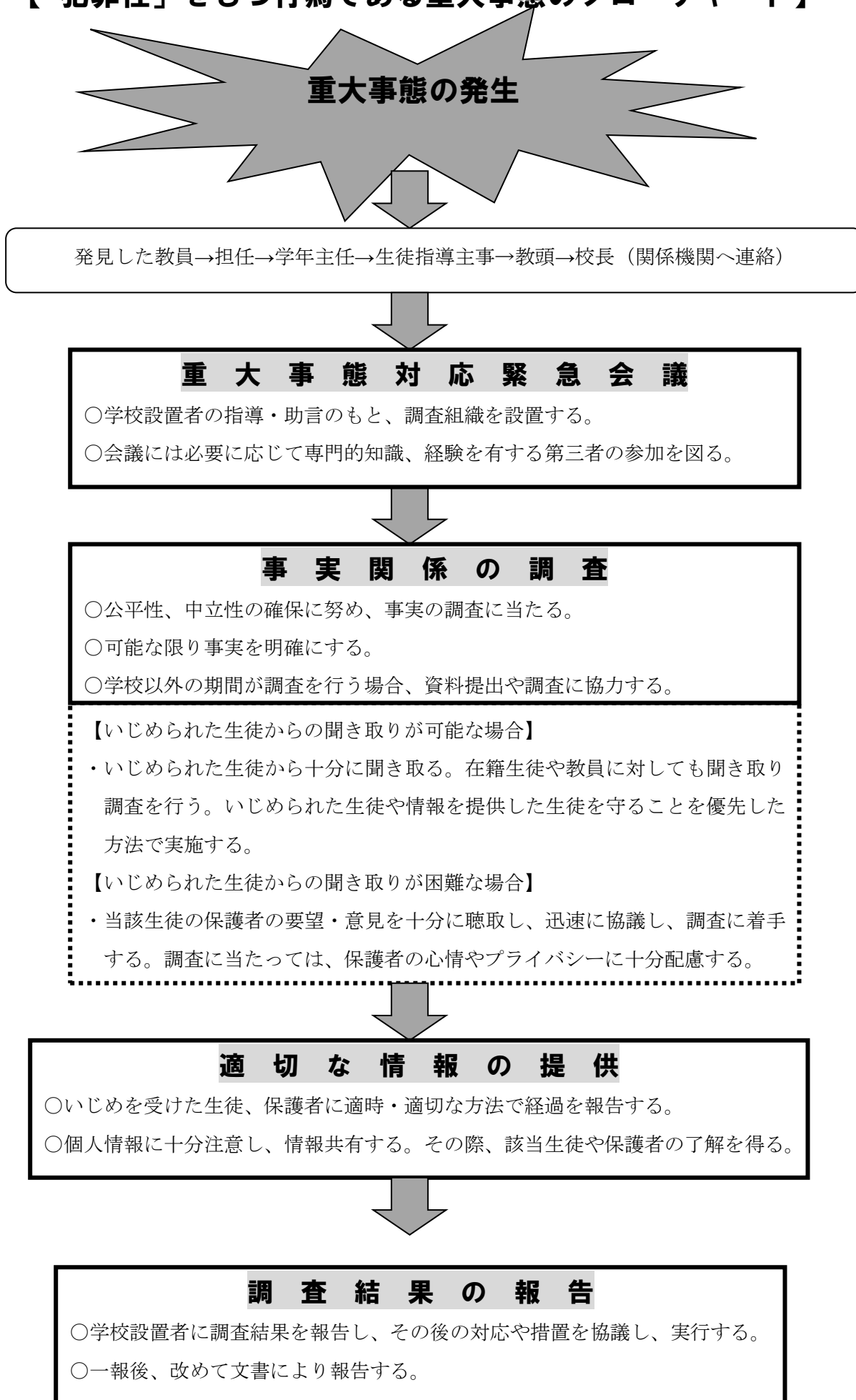
(3) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、飛騨市教育委員会に速やかに報告し、その後の動きについても適宜連携をとり、指示指導を受ける。
- ・ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ未然防止・対策委員会の設置）を設置し、適時に、また、継続的に対応する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関（飛騨警察署等）との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 関係機関との連携

- ・ いじめが「殴る」「蹴る」「盗む」「強制する」「恐喝する」「侮辱する」「監禁する」「強姦する」「器物破損する」「名誉毀損する」「自殺を教唆する」等の刑事法規に抵触する行為である場合は、飛騨警察署へ直ちに通報し、連携した対応を行う。当然、飛騨市教育委員会への報告及び指導を受けつつ、適切な組織対応を図る。

【「犯罪性」をもつ行為である重大事態のフローチャート】



7、いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
毎月20日ころ	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケートの実施 それを踏まえた教育相談、案件への対応 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）についての職員研修会の実施（「方針」の理解、前年度のいじめの実態と対応等） 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施と随時対応 PTA本部役員会等で「方針」説明 生活の手引き、学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 P T A総会で「方針」説明 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） 生徒会執行部から生徒総会における「生徒会宣言」について制定された経緯と説明 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で「方針」説明 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） 職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り、夏休み中の生徒指導、教育相談についての確認） SNS講話の実施 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期の取組の評価と夏休み中の生徒指導、生徒情報の交流、夏休み後の生活リズムを早く修正するための生徒指導と教育相談のあり方を確認） 学校保健安全委員会の実施 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりによる取組の見直し等の公表 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会 「ひびきあいの日（人権旬間活動）」に向けた取組 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） 校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） SNS講話の実施 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> 職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会の取組のまとめ 第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） 学校保健安全委員会の実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） 学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査 問題行動調査 学年末・学年始め休業中の指導 次年度への引き継ぎ

8、学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組に関する事
 - ② いじめの早期発見の取組に関する事
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関する事

9、個人情報等の取扱い

○ 個人調査（生活アンケート等）について

- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、生活アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。

10、いじめ問題に未然防止のために教師が示す姿

- (1) 授業において、話す相手の方を見る指導を通して、「相手の目を見て話す、聴く」ことの大切さを示し、実践する姿を価値づける。
- (2) すべての生徒が、毎日の学校生活において「目的を持った生活」ができるような指導・援助を心がけ、各クラスにおいて望ましい人間関係の醸成に努める。
- (3) 生徒一人一人が自分の持ち味に気づき、その持ち味を生かせるように、自己存在感・自己肯定感・自己有用感がもてるような指導・援助のあり方を工夫する。

付則	1	本方針は、平成26年 4月 1日 策定
	2	平成27年 4月 1日一部改正
	3	平成28年 4月 1日一部改正
	4	平成29年 4月 1日一部改正
	5	平成30年 4月 1日一部改正
	6	平成30年 5月 11日一部改正
	7	平成31年 4月 1日一部改正
	8	令和4年 4月 1日一部改正
	9	令和5年 4月 1日一部改正
	10	令和6年 4月 1日一部改正